平成２４年（フ）第１２２９号
広島市西区高須４丁目18番16―８―204号
債務者　横山　公平
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２８９号
広島市安佐南区祇園１丁目11―19―302、住民票上の住所広島市安佐南区長束３丁目37番21号
債務者　松本　　博
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　郷平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月17日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２９０号
広島市安佐南区祇園１丁目11―19―302、住民票上の住所広島市安佐南区長束３丁目37番21号
債務者　松本　優子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　郷平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月17日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３０１号
広島県庄原市山内町1634番地６
債務者　市川美智子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲田　誠一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月22日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９９号
愛媛県松山市古三津６丁目12番19号
債務者　岩本武こと　郭　　永武
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４００号
愛媛県松山市古三津６丁目12番19号
債務者　岩本圭子こと　洪　ケイ子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１４３号
神戸市長田区二葉町９丁目９番８号
債務者　宮﨑　博行
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　唯人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５５７号
京都市下京区御影堂町10　グランエターナ京都1802、住民票上の住所京都市伏見区桃山町丹後21番地　サンライフ桃山403
債務者　新井　一成
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菱田基和代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３８２号
北海道久遠郡せたな町大成区久遠130番地
債務者　光銭　昌弘
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　元章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２８１号
北海道帯広市大空町６―２―２　五街区315、住民票上の住所北海道帯広市西23条南１丁目119番地15
債務者　國重　教夫
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　圭只
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第６号
札幌市白石区中央１条６丁目11番15号　リベラハイツ206号
債務者　安喰　和秋
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　和樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５号
島根県益田市戸田町イ492番地４
債務者　宮内　智士
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真鍋　俊枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第２４８７号
名古屋市北区御成通３丁目20番地の３
債務者　石黒　基夫
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　真一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５４５号
静岡県浜松市浜北区内野台３丁目５番15号
債務者　小野田卓生
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤澤　智実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６５９４号
大阪市住吉区庭井２丁目14番12号
債務者　蓮尾　治久
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野城　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７８７号
大阪府枚方市星丘２丁目24番12号
債務者　島田　貴彦
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７４号
石川県加賀市作見町ニ４番地５、住民票上の住所金沢市福久町へ36番地３、従前の住所石川県加賀市山代温泉山背台１丁目19番地１
債務者　酒井　弘樹（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川紘之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月11日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
金沢地方裁判所